



あいづばんげ 議会だより

211号

令和5年10月25日発行
福島県会津坂下町議会

目次 - CONTENTS -

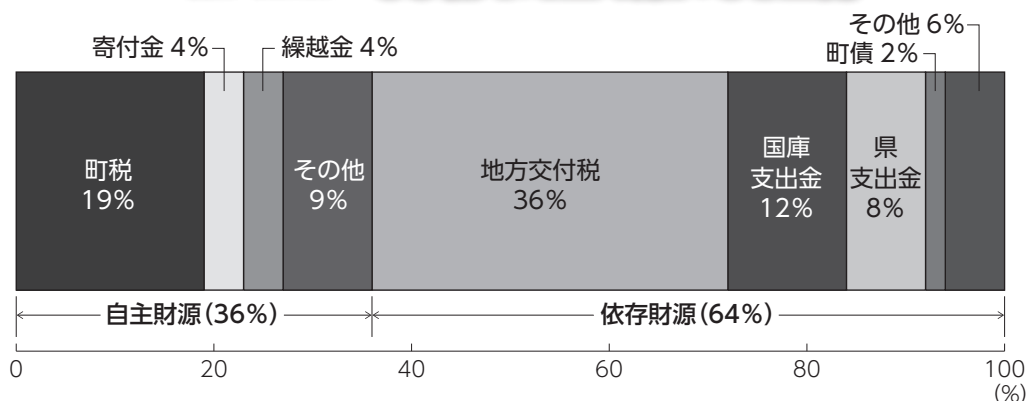
令和4年度決算	2
一般質問(9人が登壇)	8
行政視察報告	14
みんなのひろば・編集後記	16

第3回定例会は、8月31日から9月13日までの14日間の会期で開催しました。令和4年度の決算審査では、特別会計を含む8つの決算を認定しました。このうち一般会計は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の予算措置が減少したことや、坂下厚生病院建設負担金事業が令和3年度限りだったことから、歳入、歳出とも前年度から大きく減少しました。

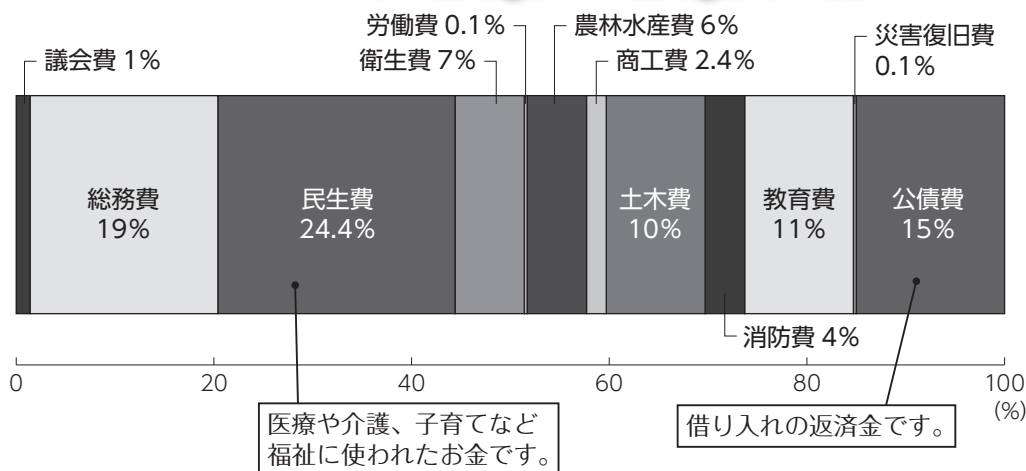
令和4年度
決 算

一 般 会 計

歳入合計 89億4,124万7,832円



歳出合計 84億3,577万3,355円



町のお金は
どう使われた？



《会計別の決算》

		収 入	支 出	差引残
一 般 会 計		89億4,124万7,832円	84億3,577万3,355円	5億547万4,477円
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	18億4,159万8,617円	17億8,817万241円	5,342万8,376円
	介 護 保 険	22億9,887万7,971円	22億535万6,413円	9,352万1,558円
	後期高齢者医療	1億9,403万4,122円	1億9,327万3,985円	76万137円
	下 水 道	6億445万9,325円	6億445万9,325円	0円
	坂下東第一地区 土地区画整理事業	2億28万6,438円	2億28万6,438円	0円
	農業集落排水事業	6,435万271円	6,435万271円	0円
水 道 事 業 会 計	収益的収支	4億9,823万3,570円	4億6,916万7,740円	2,906万5,830円
	資本的収支	6,998万9,900円	1億5,089万7,074円	(※)▲8,090万7,174円

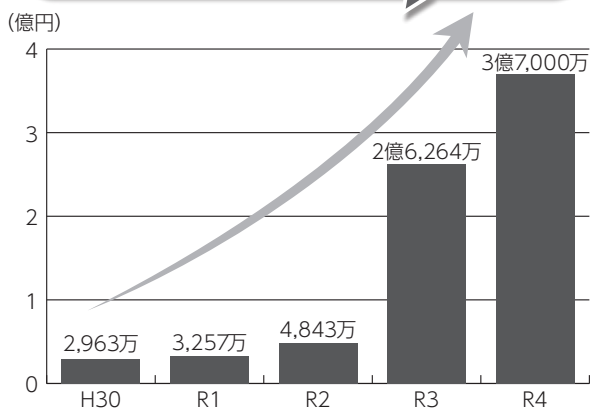
※不足額は消費税や留保資金等で補てんしているため、会計全体としては黒字とみなします。

ふるさと納税 さらに



会津坂下町は、大きな伸びを見せた昨年度に続き、令和4年度は3億7千万9千円と過去最高となりました。

会津坂下町への寄付額の推移は？



財政を見る 4つのポイント

重要!

①財政力指数 0.37 (昨年 0.37)

予算のうち、どのくらいを自前の税収で賄えているかを表します。この指数が高いほど財政力が高いことを示しています。

②経常収支比率 85.1 (昨年 83.2)

人件費など毎年かかる固定費の割合。数値が低いほど政策的に使えるお金が多いことになります。

③実質公債費率 10.3 (昨年 11.0)

一般会計が負担する借金返済費用の割合。数値が高いほどほかの事業にあてる財源を圧迫することになります。

④将来負担比率 36.6 (昨年 49.1)

将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の割合。数値が高いほど今後の財政を圧迫する可能性が高いことになります。

令和4年度の 主な事業

・ふるさと納税事業

1億7,210万円

返礼品や運営サイトへの委託料等

・電気・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援事業

7,115万円

(住民税非課税世帯等への給付)

・新型コロナウイルス対策事業

2億6,400万円

◎主な事業

・ばんげ応援商品券配布事業

(全町民に商品券を配布)

・みんなのトイレ整備事業 2,425万3千円

(坂下南小前みんなのバス停となり)



・ばんげ生活応援券配布事業

(全町民に燃料券を配布)

・物価高騰対策支援事業

(町内事業者への支援金)

・肥料・飼料高騰対策農業者支援事業

・重要文化財

旧五十嵐家保存修理工事

3,135万2千円

(指定文化財保存調査事業)



決算特別委員会を開き、令和4年度の事業を審査しました。



決算特別委員会
赤城 大地 酒井 育子
委員長 副委員長

たばこ税増の原因は

Q. たばこ税は年々減っていたが、増となった原因をどう考えるか。

A. 坂下厚生総合病院と隣の商業施設ができたこと、また、交通量の増加に伴い、通勤途中にコンビニ等で購入する方が増加していることが一因であると考えています。

ふるさと納税の分析は

Q. 過去最高となったが、内容の分析をしているのか。

A. 純粹に町を応援という方よりはショッピング感覚で寄付をされる方が多いと感じます。ピーククッションをはじめ、高額の寄付をされる方も多くいらっしやいます。今後も返礼品の開拓を進め、金額に関係なく寄付される方の想いを大切にしていき

たいと考えます。

納税組合の今後は

Q. 組合員の高齢化も進み、個人情報保護の観点から見ても活動が難しくなってくると思うが今後の方向性は。

A. 各地区の自主的な活動であり、地域コミュニティの基礎でもあります。組合員の方々との相談が必要ですが、町としては存続していく考えです。

防災メールの範囲拡大を

Q. 消防団員への指令などを伝えるメールサービスがあるが、それを一般町民向けに広げる考えはないか。

A. 一般町民へ広げるためには、莫大な費用がかかると予想されます。しかし、情報伝達の方法の一つとして、安価にできる方法を調査し、検討していきます。

バスの路線図設置を

Q. 現在のバス路線は複雑で分かりにくい。大きな待合所に路線図を作るべきではないか。

A. 関係者が集まるネットワーク協議会やバスを利用する方々に意見を聞き、検討していきます。

地域づくり交付金の使い道は

Q. 昨年度から始まった地域課題解決のための交付金だが、今後のアイディアは。

A. 昨年度から7地区に50万円ずつ地域の課題解決のためとして交付しました。執行率は平均すると40%ほどであり、地区の戸惑いも見られます。

センター長会議などで情報交換をしながら、各地区の課題を解決するために利用していただけるよう支援していきます。

CM大賞委託料増の可能性は

Q. 商工会OBにCM大賞に出品する作品制作を委託しているが、委託料を増額するような考えはあるのか。

A. 実際どのくらいかかっているのか相談し、町としてできることはやっていく考えです。あまりに委託料として増えるのであれば、直接町で制作することも検討します。

ネーミングライツについて

Q. 現在の鶴沼球場以外に、募集をする計画はあるのか。

A. 庁内で可能性のある施設等を調査しています。その中から実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

野生有害鳥獣は広域での対策を

Q. 地区ごとに対策を行い効果も出ているようだが、広域的に町を超えた対応をすべきではないか。

A. 具体的に町を超えて他町の行政区と直接調整するのは難しいと考えています。しかし、担当者間では連携が必要だとの共通認識は持っています。

旧系桜里の湯の管理について

Q. 今後の町としての管理は。

A. 普通財産として管理しています。売却をあきらめたわけではありません。できるだけ費用がかからない方法で管理していきます。



使われ方をチェック

国民健康保険特別会計

Q. 国民健康保険料は市町村で差がある。適正な保険料をどう考えるか。

A. 令和11年に保険料は県で統一されます。統一まで保険料が急激に上がらないよう運営していきます。

介護保険特別会計

Q. 今後の保険料の傾向は。

A. 次期改定の保険料も、現在の保険料を維持していく考えです。

坂下東第一地区土地区画整理事業

Q. 区画整理の手法として、もつと予算を投入できなかったのか。

A. 所有者との協議が必要な事業であり、予算を投入すれば進むわけではないと考えています。

水道事業会計

Q. 水道メーターを一人暮らしの方の見守りに利用できないか。

A. スマートメーターを使った見守りの実証実験を行っています。結果を踏まえ普及の検討を進めます。

監査委員より



町長へ意見書を提出

仙波代表監査委員と青木監査委員により10日間にわたり決算審査が行われ、8月25日に町長に意見書が提出されました。

〈決算審査意見書より〉

財政再建は短期的に問題解決が望めるものでなく、引続き長期的に進める必要があります。あらゆる施策・手法を慎重かつ、大胆に見極めて実行されることを期待します。厳しい財政の中にあっても、最大限の工夫をもって町民満足度と財政再建の両立を図っていくことが不可欠です。両者の均衡を図りながら町民に不安を与えない行財政運営を希望します。

討論

～一般会計決算～

賛成

ふるさと納税の増収は、知恵と足で稼いだ賜物であり、今後もすそ野を広げられるよう期待する。各地区への交付金は、地域課題の解決に取り組んだもので、地区要望にも工夫しながら進めている。新庁舎建設は民意を反映し、執行分は町づくりの大きな投資であったと評価する。(渡部 正司 議員)

反対

新庁舎位置を厚生病院跡地に候補地としたいと2月に発表、その後地区懇談会開催を経て、結果撤回となった。混乱の原因は、前町長時代の議決を継承しない決断をした町長にある。混乱がなければ今頃は新庁舎の概要などが示されていただろう。大事業を混乱させた責任は極めて重い。(五十嵐 一夫 議員)

賛成

実質収支額が4億6,319万9千円の黒字になった。歳入では、自主財源の大元である町税収入が、前年度より増加し徴収率を高い水準で保ったこと、歳出では、物価高騰の影響を負担軽減する為「会津坂下町生活支援事業」を実施するなど、的確に執行された結果だと考える。今後も適切な予算執行に努め、尽力されることを期待する。(目黒 克博 議員)

賛成

財政健全化が課題の中、歳入ではふるさと納税が前年度比1億737万2千円増の3億7千万9千円となり、これは県内でも上位の納税額であり、創意工夫の賜物である。歳出では、各担当部署で必要な事業を見極め、的確に各種事業が執行された。今後も創意・工夫・協働のまちづくりによる各種政策・施策を進めることを要望する。(蓮沼 文明 議員)

討論



～坂下東第一地区土地区画整理事業 特別会計決算～

反対

南幹線と高田街道の交差点西北地の整地工事は、宅地目的の工事と思慮する。畑としての機能で換地するなら、擁壁は必要ない。所有者が必要とするなら、自己の費用であるべき。宅地化を考慮しての工事なら、農地法に抵触。行政自らが法に抵触まがいの事業執行をしてよいのか。
(五十嵐 一夫 議員)

請願

	件 名	請 願 者	紹介議員	結 果
第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書	日本労働組合総連合会福島県連合会 両沼地区連合会 議 長 青木 和久	小畑 博司	採 択
第 5 号	国民皆保険制度の象徴でもある現行の健康保険証の存続を求める請願について	会津の大地と健康を守る会 代 表 千葉 親子	佐藤 宗太	採 択



～請願第 5 号に 対する討論～

【請願の内容】

- 1、国民皆保険制度の象徴でもある現行の健康保険証の存続をすること。
- 2、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を尊重すること

反対

主旨は理解する。トラブルがたくさんあったことも知っている。しかし、この国のデジタル化、DX 化への道は本筋・方向性としては間違っていないと思う。逆行してはいけない。

来年の秋まで 1 年以上もあり、日本人の英知と努力で推進していただきたい。

(山口 享 議員)

賛成

マイナンバーカードの取得自体は申請主義で任意なのに、国民皆保険の下での健康保険証を一方的に廃止し不利益を生じさせることは認められない。国民皆保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされる。現行の保険証は存続すべき。

(横山 智代 議員)

反対

国はこれから迎えるデジタル社会により、国民がその恩恵にあずかれるように目指していると私には映る。デジタル社会では、マイナンバーカードは保険証に限らず、普及していくことは必定で避けて通れない。

混乱もあり趣旨採択が相応しい。

(五十嵐 一夫 議員)

賛成

マイナンバーカードを作りたくてもできない方もたくさん存在する。マイナ保険証との選択であればなんの問題もない。ましてマイナ保険証以外での受診は負担を増やすなどまるでペナルティであり差別といえる。ひとりも取り残さない SDGs の考えからも有り得ない。

(小畑 博司 議員)

反対

請願書における批判は政府および自民党のやり方への批判であって、マイナンバーカードを健康保険証として使用することそのものについての賛否はこれと切り離して考えなければならない。国保が県において統合されることなどに鑑みると、健康保険証のマイナンバーカードへの移行は一定の利便性の向上を認めるものである。

(赤城 大地 議員)

令和5年度 第3回定例会

決算認定の他、町長報告3件、人事案件3件、条例1件、その他2件、補正予算7件が提出されました。また、最終日には議員提出議案2件が追加提出され、その全てが、可決・同意・認定されました。

人事案件

	氏 名	任 期	結 果
教育委員会委員	とだに まり 戸谷 麻理 さん	令和5年10月1日～ 令和9年9月30日	賛成全員で同意
人権擁護委員	春日 芳則 さん	令和6年1月1日～ 令和8年12月31日	議会の意見書を付け、 法務省に推薦
	藤田 義則 さん		

補正予算

一般会計では行政区要望による道路反射鏡の新設や道路整備工事、新館区の消火栓新設、寄付金を活用した教育用品等の購入やばんげひがし公園の遊具設置などの費用が計上されました。

会 計	補 正 額	補正後の額	主な補正内容
一 般 会 計 (第3号)	2億7,374万9千円増	83億7,041万3千円	
特 別 会 計	国民健康保険(第2号)	700万7千円減	本算定によるもの等
	介護保険(第2号)	4,508万2千円増	
	後期高齢者医療(第2号)	4万9千円減	
	下水道事業(第2号)	2,272万5千円増	公営企業会計システム 導入によるもの等
	農業集落排水事業(第2号)	17万1千円増	
水道事業会計(第2号) 収 益 的 支 出	105万円増	4億6,082万8千円	あらたな消火栓設置に 伴うもの等

私はこう判断！

賛否の分かれた議案

	1 目黒 克博	2 蓮沼 文明	3 物江 政博	4 赤城 大地	5 横山 智代	6 渡部 正司	7 佐藤 宗太	8 山口 享	9 青木美貴子	10 渡部 順子	11 五十嵐一夫	12 酒井 育子	13 小畑 博司	14 水野 孝一	
認定第1号 令和4年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		議長
認定第6号 令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		議長
請願第5号 国民皆保険制度の象徴でもある現行の健康保険証の存続を求める請願について	×	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	○	○		議長
発委第6号 国民皆保険制度の象徴でもある現行の健康保険証の存続を求める意見書	×	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	○	○		議長

上記以外の議案は賛成全員で可決しました。

○：賛成 ×：反対

議長は採決に加わりません

町政を問う！

一般質問

議会を傍聴してみませんか？

手続きは簡単！議場前にある受付簿に名前を書くだけです。

ぜひ傍聴にお越しください。

※傍聴の際はマスクの着用をお願いすることがあります。



【令和5年第4回定例会日程（予定）】

12月	7日(木)	招 集 日
	11日(月)	一 般 質 問
	12日(火)	一 般 質 問
	13日(水)	常 任 委 員 会
	15日(金)	最 終 日

※日程は変更になる場合があります。

一般質問は議員が町政全般について、現状や方針を問うものです。一人あたりの持ち時間は答弁を含めて50分間です。

今定例会では9人が登壇しました。

広報誌に掲載する内容は質問者自身が要約し、広報広聴特別委員が校正したものです。

一般質問の映像を配信しておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。



一般質問

また、会議録もホームページでご覧いただけます。



会議録

問

現庁舎周辺、坂下のメイン通り歩道を、将来もつと広くできるように、安兵衛通りから八二商店角までを現在の歩道から3mの建築制限を設けて、将来の歩行空間を、現在の2mほどの歩道を5mにする、若松市の中央通りのような街路ができるのです。

坂下町も将来は初市、お田植、夏



若松市鶴ヶ城通りの広い歩道

祭り、秋祭りの時に車道を塞がずに祭礼ができます。流し踊りの踊りの幅も十分確保できます。

今が千歳一隅のチャンスです。今でないとできません。

答

中心市街地に賑わいを創出するためにも、大変重要な路線の商店街に、将来にわたって多くの人を呼び込み、活気を取り戻すためにも、歩道空間の確保は有効な取り組みと認識します。

無電柱化を中心とした「まちなかウォーカブル推進事業」の実現に向けて協議を進めていきます。



五十嵐 一夫 議員

庁舎前歩道、広い通りが必要だ！
有効な取り組みと認識

空家対策と図書館整備

図書館・資料館の整備は歴史遺産の保存の場としての役割が期待される

問

空家や老朽化住宅には、文献、書籍、絵画、写真、記録、美術品など貴重な歴史的遺産がある。貴重な資料が引き取り手もなく、取壊し時にはゴミとして処分されてしまいます。

答

歴史的遺産と保管施設としての考えから、そして坂下以西には大きな図書館がありません。この際旧坂下高校を歴史的遺産の保管と会津西部の図書館として県施設としての誘致か、町としての設置を提案します。

これも質問

旧町賑わいに来町者を呼び込むのはトイレから。



横山 智代 議員

ごみ減量化・リサイクルの
推進状況は

総排出量削減に取り組んでいます

問 ごみ減量化の取り組みと「環境アプリ」の活用状況を伺う
町では、小型家電・古着・金属（鉄くず）などの各種無料回収に加えて、今年度新たに食器類や衣類の無料回収を予定しております。

答 また、生ごみ減量の推進や分別収集所、資源回収活動への助成等を行い、ごみの総排出量減少に取り組んでいるところです。広報、ホームページ、イベント、出前講座等を利用して将来に向けて私たちが暮らす環境を維持するため、更なるごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会を形成して参ります。

県もごみの減量化・環境への意識向上を図るため、令和3年4月から「福島県環境アプリ」の運用を開始、町も利用促進を図るため、チラシ設置、広報、ホームページ等で町民の皆様へ周知しております。アプリについても、出前講座やSNS等を活用し幅広く周知し、利用促進を図って参ります。



子どもたちに「平和学習」を
平和に関する教育活動を進めてまいります

問 「平和都市宣言の町」として子どもたちに「平和学習」をどのように行っているのか。

答 昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化により、平和が大切なことだと認識しており、今後、ますます国際情勢が変化の中で、子どもたち自身が、平和を築く一翼を担っていることを自覚しながら学んでいけるよう、平和に関する教育活動を進めてまいります。



蓮沼 文明 議員

町は社会福祉協議会に「障がい者福祉事業」を委託しているのか
委託は行っていない。早急に協議して参ります

問 本来、市町村社会福祉協議会は、「高齢者・障がい者の在宅生活を支援するために多様なニーズに対応する地域の福祉活動の拠点である」と位置付けられている。当町は、社会福祉協議会に対し、年間のどのような「障がい者福祉」に関する事業を委託しているのかを問う。

答 現在、社会福祉協議会に対して高齢者に関する様々な事業の委託はしておりますが、障がい者福祉に関しての事業委託は行っておりません。当町においても近年障がい者事業の必要性が高まってきていることから、今後、他市町村の取り組み事例等を参考にすると、障がい者福祉に関する事業実施について、社会福祉協議会と連携し、早急に協議して参ります。



町社会福祉協議会
(町の福祉活動の拠点)

問 信号機へ右折矢印灯設置を要望
要望書を提出いたします
国道49号線塔寺バイパス東の信号機において、県道43号線入口で混雑時の右折レーン車両の危険性への苦情が多い。
交通事故防止のため、信号機への「右折矢印灯」の設置を要望する。

答 この信号機は右折矢印信号がなく、時差式信号でないため、塔寺方面へ向かう右折レーンの車両は、正面からの直進車が多いことにより急いで右折しようとする意識が強くなり、交通事故に繋がってしまうと考えられます。交通事故防止と渋滞緩和の観点から、右折矢印信号が必要と認識しておりますので、会津坂下警察署に要望書を提出し早期設置を強く要望して参ります。

これも質問
固全町民参加型スポーツを提案する
固「ひきこもり問題」に対する町の
見解及び対応策は



赤城 大地 議員

新たな中心市街地活性化基本計画を策定すべきではないか

今後策定の検討をいたします

問 国では中心市街地活性化法の見直しも行われており、新たな補助メニューも期待されている。この機会に町も新たな中心市街地活性化基本計画を策定すべきと考えるが見解を伺う。

答 町は平成16年度に中心市街地活性化基本計画を策定後、平成26年度からの計画は策定しておりませんでした。

国の動向を注視しながら、中心市街地活性化施策を体系化した基本計画を策定し、中心市街地の活性化をハード・ソフト両面で推進してまいります。

子育て施策の今後の展望を伺う
子どもの視点に立った施策が重要と考えます

問 町独自の子育て施策はどのような方向に進むのか、展望を伺う。

答 国は異次元の少子化対策と称し様々な施策を集中的に行う方針であり、町としても国と同様、



保育行政が親の代わりを務めることは決してできない

結婚・妊娠・出産・育児を一体的に支援する施策が必要と考えます。

しかし問題を抱える家庭は増加の一途を辿っており、家族や親子の繋がりの希薄さを感じるが多くなっており、子どもの愛着障害に起因すると思われる事例が増加傾向にあります。

支援を通して子どもと親の成長や自立につなげることや、子どもの視点に立った施策に重きを置く必要があると考えます。



小畑 博司 議員

持続可能な農業政策を展開せよ

魅力的で持続可能な農業を柱として進めます

問 生産資材の高騰や燃料価格の高騰が小規模農家も含め、担い手も直撃し生産意欲を奪っている。食糧自給率の大幅な向上と、持続可能な農業を確立するためにもすばや

答 農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷や物価高騰による所得の減少が大きな打撃となり、農業経営継続への不安や閉塞感が高まって来ていると認識しています。

町は農業が担う多様で重要な役割を認識し、経営規模を問わずすべての農業者に対し迅速かつ積極的に支援してきました。

今後はさらに農業を若者が職業として選択してくれる魅力的で、持続可能な産業として確立するために、環境保全型農業や有機農業、スマート農業を導入するなど、持続性の高い農業を柱に進めてまいります。

これも質問

岡春日八郎をもっと活用しよう。町住民が楽しくなる市街地づくりを推進しよう。

特定地域づくり事業協同組合の設立を

組合設立に向け検討します

問 新規就農においてキュウリやトマトの生産が増えてい

うだが、担い手の方々を支援するためにも、また、新規就農を魅力的なものとするためにも「特定地域づくり事業協同組合」の設立が必要ではないか。

答 園芸作物に限らず労働力不足は顕著であり、人材を確保するうえでも「組合」の設立は有効な手段のひとつです。さらに「組合」

の存在は様々な業種への労働力提供が可能であり、町全体の課題解決にもつながる可能性が高いことから、近隣の先進事例の調査研究を進め、組合設立にむけて検討してまいります。





目黒 克博 議員

子どもの入院時、付添い者の負担を軽減できないか

子どもが入院した際に、付添い者の負担を軽減する制度はありますか？

問 子どもの入院時の付添い者の費用が実費になることから負担を軽減できないか。

答 「会津坂下町幼児及び児童医療費助成に関する条例」に基づき、医療保険の対象となる医療費の自己負担分について助成されておりますが、差額ベッド代・食事代の助成はなく実費負担となります。付添者に係る寝具レンタル費用・食事代等も医療保険対象外であるため実費負担となります。

問 ジェネリック医薬品の普及率の実態は。

答 国民健康保険での普及率は令和5年6月診療分で81・1％であり、県の医療費適正化計画目標値の80％を達成していますが、県内市町村国保平均である84・6％を下回っている状況です。医療費の増加は被保険者の窓口負担増だけでなく、国保税増にもつながるので、引き続き普及促進に向け使用勧奨や広報・啓発に取り組めます。

休日当番医の案内を広域でできないか

変更は郡医師会及び管内7町村での協議が必要です

問 当番医に両沼郡医師会のみを記載しているが、「会津若松・喜多方」の医療機関、当番医を載せることはできないか。

答 当番表は委託先である両沼郡医師会が協議の上作成し、各地区へ配布しているため、内容の変更については郡医師会及び管内7町村での協議が必要です。

令和5年度 休日救急診療当番表

以下は令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（日）までの当番表です。当番表は、令和5年度の、休日急患診療所（救急診療所）の当番表です。2024年10月1日（日）から2025年3月31日（



佐藤 宗太 議員

景観を活かしたまちづくりに
ついての考えは

電線地中化等を含め「会津坂下町中心市
街地活性化基本計画」に盛り込みます

問 勅宣宮諏訪神社正面に1km以上にわたり拓けている商店街の通りは、全国的に珍しい。この地の利を活かしたまちづくりの考えは。

答 かつての宿場町の面影を残す貴重な観光資源であり、全長1・3kmに及ぶ一直線の通りは全国的にも珍しいものであります。

また、将来的に電線地中化を実現させるために次年度策定予定の「会津坂下町中心市街地活性化基本計画」に盛り込み福島県会津若松建設事務所へ要望してまいりたいと考えております。



勅宣宮諏訪神社裏から見える
ばんげ夏まつりの打ち上げ花火

問 役場裏の旧越後街道は、通り沿いに歴史的な寺院が建ち並び、風情がある。この地の利を活かしたまちづくりの考えは。

答 北裏通りには5つの寺院が立ち並び、仏都會津を代表する地域のひとつであります。また、寺院そのものが歴史的建造物であることに加え、墓所もあり、文化遺産としても優れた観光資源であると認識しています。一方、道幅が狭く徒歩で散策するにも不便を来す恐れがあるため、側溝の蓋掛け等も計画的に進めてまいります。

景観を生かした市街地活性化について、「10年後・20年後の会津坂下町を考える会・市街地活性化部会」で検討していただけるように提案してまいります。

これも質問

高齢者が生きがいを持って生活できる地域づくりについて



物江 政博 議員

中学校の部活動地域移行を問う
地域移行のための環境整備に
取り組みます

問 当町において部活動地域移行の進捗状況は？

答 令和5年1月に保護者や各種スポーツ関係団体、中学校代表などから構成される「会津坂下町部活動検討委員会」を立ち上げ、地域移行に向けた協議を重ねてきたところです。

協議内容を元に、まずは令和5年度途中から一部種目の地域移行の開始に向けて、休日の運動部活動の地域移行を実施するためスポーツ団体で受入可能な競技を1つまたは2つ選定すべく協議を行っております。

「部活動の在り方に関する方針」



変革を待つ中学校部活動

や「地域クラブ活動に関するガイドライン」を定めたところであり、地域移行のための環境整備を進めて参ります。

公務員の副業について

地域貢献活動に取り組みます

問 今後、この働きかけはどう発展すると予想するか。

答 公務員の兼業は地方公務員法において「業務遂行に支障の無いものであり、任命権者の許可を受けなければならない」とされており、国の「未来投資戦略2018」において、「公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るため環境整備を進める」との方向に転換されました。

本町では昨年から職員に限定し、農業支援活動に取り組んでおります。また、公務員の副業は、全国的に活動範囲が様々な業種へ広がってきていることから、本町職員においても、地域貢献や公共性の高い他業種での副業が可能であると考えております。



傍聴

ナマの議会を体感

中学生が議会傍聴

坂下中学校の2年生4名が役場に職場体験で訪れ、第3回定例会を傍聴しました。

初めて傍聴した感想を寄せてくれたのでご紹介します。

ぜひまた傍聴に来て下さい。



初めて議会を傍聴しました。議場に入った瞬間から緊張感が伝わってきました。

一つ一つの話し合いに真剣に意見を出し合っていました。町のために話し合っている議員さんたちがスゴイと感じました。
(遠藤 友香)

議場の傍聴席は議場がすぐ目の前で迫力がありました。

議員の方々が町の人たちのことを考えて話し合っていてカッコ良かったです。

また機会があったら傍聴したいと思いました。
(佐藤 慧太)

初めて議会を見ました。議場はテレビに出てくるような感じで、迫力がすごかったです。

議長さんを中心として町を良くしようと、一人ひとりが自分の意見を持って話をされていてすごいなと思いました。
(高橋 香乃)

議員さんたちのおかげでこの町は良くなっていると感じました。議場で生の議会を見られて、いい刺激となりました。「緊張」から「興味深さ」へと変わりました。
(西村 太我)



学ぶ

「広聴」の大切さを実感

山形県河北町来庁

8月24日、山形県河北町議会の議会運営委員会の皆様が来庁され、会津坂下町議会の取り組みである未来トークについて意見交換を行いました。

お互いの現状や悩みを共有し、予定時刻をオーバーするほどの質疑応答が出るなど、有意義な時間となりました。



会津坂下町議会の未来トークは、コロナ禍において2年間開催できず、昨年から少しずつ再開しておりました。

今回、河北町の皆さんと意見交換を行ったことで、改めて「広聴」意見を聞く事の大切さを実感しました。

今後も皆様のご意見を聞く未来トークを開催して参ります。ご依頼がありましたら、議員が伺いますので、議員、または議会事務局へお問い合わせください。

町の課題と向き合う



鞍手町で建設中の新庁舎



福岡県北部に位置する、人口約一万五千人の鞍手町では、現役場庁舎の老朽化（築64年経過）に加え、大規模な地震が発生したときに崩落の危険性があることなどから、役場庁舎の建て替えと周辺施設整備を

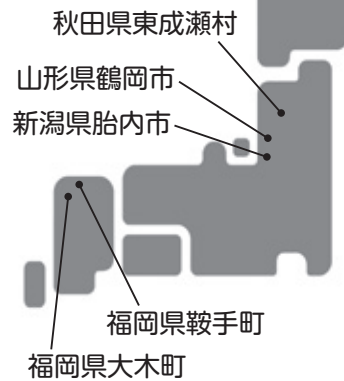
住民の生命と財産を守る新庁舎

福岡県 鞍手町

総務産業建設常任委員会

7月4日～6日

〈視察場所〉



行う「新庁舎等建設事業」を進めています。建設に当たっては、役場庁舎が、町民の生命と財産を守る防災拠点としての役割を果たすことのできる庁舎であることを重視したと話されていました。

◎新庁舎のコンセプト

自然に溶け込む『大屋根』のもとにみんなが集う環境共生庁舎

◎鞍手町新庁舎建設のポイント

1. 安全・安心な暮らしを支える防災拠点として充実させる
 2. バリアフリー対策
 3. もっと使いやすく便利にすること（役場の手続きなどを、1カ所で出来るように）
 4. 環境・省エネ対策
「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて有効な設備の導入
 5. 財政状況を踏まえたコンパクトな施設
- （目黒 克博議員・横山 智代議員）

捨てるだけのごみを農業に還元

大木町では「地域経済を活性化する循環のまちづくり」をスローガンに掲げており、

福岡県 大木町



生ごみや下水汚泥、し尿から液肥を生成し、農業に還元するという全国で初めてとなる取り組みを行っております。世界中の行政機関やNGOなどが視察に訪れている、持続可能なまちづくりの先進地です。

町の施策として「もったいない宣言」を公表し、ごみの資源化・プラスチックの資源化などに取り組み、町を良くしよう・未来を良くしようとの思いが込められています。その後「もったいない宣言2」として、暮らしの無駄をなくし、町の自然や資源を生かした持続可能なまちづくりに向け、町ぐるみの挑戦をさらに推進しています。

視察では、液肥を生成する処理施設「おき循環センターくるるん」を訪れ、液肥の生成過程や、実際にどのように農家へ提供しているかなどお話を伺いました。

（赤城 大地議員）

先進地に学び、見聞を広め

文教厚生常任委員会

7月26日～28日

学力が高い小さな村の 秘密を探る

秋田県 東成瀬村

塾もない、コンビニもない、小さな村の子ども達を学力日本一に育んだ先生たちの教育方針から学んできました。

・一人ひとりの子供を大事に。

全ての子どもを学校教育の外に置かないということ。

・村の子どもは村で育てる。

予測困難な時代に未来の作り手となる子どもを育成するという目標に向かい、学校で・家庭で・地域で何をすべきか、連携の素晴らしさが見られた。ボランティアなど地域の協力がたくさん見られた。

・協力する心・優しい心・奉仕の心など
ねらいを明確にした小中連携教育の充実。

特に「自主学習ノート」の活用がすば

らしかった。

1年生から6年生まで、整ったきれいな文字でノートの隙間なく書き込まれていた。



廊下に張り出されていた「自主学習ノート」には、友達からのアドバイスもついている。

町に戻らなくても、どこにいても東成瀬の子どもであり、世界で羽ばたいてほしいとおっしゃっていたことが印象に残りました。

(酒井 育子 議員)

処分していた「消化ガス」で発電

山形県 鶴岡市

鶴岡浄化センターでは、下水汚泥を発酵する時に出る消化ガスを燃料として利用し発電をしています。

消化ガスの発電利用にはコストがかかり、設備投資を回収することが困難と思われてきましたが、平成24年に国が再生可能エネルギーで発電した電気を一定価格で一定期間買い取ることを約束する固定価格買い取り制度（FIT制度）を活用することで民設民営による発電事業が開始されました。



発電装置を視察



鮎を育てる実験池

また、発電時に出る熱を農業用ハウスに使って冬でも野菜を育てたり、下水を処理する過程の中で脱水した汚泥から肥料を作り「つるおかコンポスト」として販売したりしていました。さらに、処理した栄養分が豊富な水は鮎の養殖に利用されていました。

(青木美貴子 議員)

部活動地域移行のお手本に

新潟県 胎内市

新潟県胎内市における部活動地域移行を視察研修しました。

胎内市は地域移行に向け、地域のスポーツ団体と連携した中学生スポーツ教室を体制の整った種目から開始し、現在は9種目となっています。

運営体制は主催が市教育委員会、事務局として「NPO法人スポーツクラブたいない」が事務を担当し、保護者の同意を得た市内在住の中学生が参加しています。

課題としては、参加者の会場までの交通手段や種目の拡大に伴う指導者への謝礼金不足、また指導者不足が挙げられました。

(物江 政博 議員)





導入に向け検討が進んでいる中学校の部活動地域移行。変わりつつある中学校の部活動について紹介しています。

今回は坂下中学校サッカー部顧問の橋谷田先生にお話を伺いました。

中体連 全会津地区優勝！



坂下中学校
サッカー部顧問
はしやだ とおる
橋谷田 亨 先生

今年度の坂下中サッカー部は、3年生が15名、2年生が4名、1年生2名の合計21名の部員数で活動しています。

3年生引退後は、サッカー競技規則の人数規定から、坂下中単独での大会参加ができず、同様の状況のチームと共に合同チームを結成して大会に参加しています。

一昨年度の中体連では全会津地区2位となり、県大会出場を果たすことができました。記録を振り返ると19年ぶりだったそうです。

また、今年度のチームは、昨年秋の新人戦と今年夏の中体連の2期連続で全会津地区1位となり、再度県大会にチャレンジすることができました。

坂下中の新たな伝統が根付き始めているような気がしています。

こうした成績の陰には、長きにわたって小学生段階の育成にご尽力いただけている「バンビィ」のコーチの方々の熱心なご指導があります。この会津坂下町ならではのすばらしい育成環境、そして毎日汗まみれのシャツと靴下を洗濯し、休日に試合会場に送迎してくれる保護者の方々の暖かなご支援のおかげです。「全力プレーで恩返しできるチーム」を目指し、サッカーを通してたくさんの努力と経験を積める日々を過ごさせたいと思います。



編集後記

異常な暑さがつづきましたが、ようやく秋らしくなってきました。

町民の皆様と議会をつなぐアイテムである「議会だより」も、現委員による発行は残り少なくなりました。親しみ易く、より伝わる紙面への改善を目指してきましたが、道半ばです。皆様の声が大きく反映できます「議会だより」となりますよう、工夫を重ねて参りますので、今後ともご協力をお願いいたします。

(小畑博司)



広報広聴特別委員会

委員長	小畑 博司
副委員長	横山 智代
委員	目黒 克博
委員	蓮沼 文明
委員	物江 政博